田辺市育児支援助成事業のお知らせ

ひとり親家庭等及び三子以上に係る育児支援助成事業として、下記の助成制度があります。

助成を利用できる人	
ひとり親家庭等育児支援助成事業	３子以上に係る育児支援助成事業
①田辺市に住民登録していること ②ひとり親家庭であること	① 田辺市に住民登録していること ② 小学生以下の子を３人以上養育していること ③ 就学前の子を養育していること
助成の対象となる事業	
ひとり親家庭等の児童が、下記の事業を利用した際に要した費用に対し助成します。 但し、15,000 円を限度とします。 利用できる事業は次のとおり ・ファミリーサポートセンター事業 （きっずぱーく） ・子育て短期支援事業 ・病児保育事業 （にじ色ひろば）	３子以上に係る育児支援助成対象家庭で、就学前の児童が、下記の事業を利用した際に要した費用に対し助成します。 但し、15,000 円を限度とします。 利用できる事業は次のとおり ・ファミリーサポートセンター事業 （きっずぱーく） ・子育て短期支援事業 ・病児保育事業 （にじ色ひろば）
申請の時期	
次のいずれかに該当するときに田辺市子育て推進課に申請してください ・利用料の支払いが 15,000 円に達したとき ・田辺市を転出するとき ・年度末（利用した年度の３月末までにお願いします。）	

※　申請時には利用料支払いの領収書と認印を持参して下さい。
　それぞれの事業を利用した際の領収書が必要です。
　新規で助成を受けられる方は、口座登録が必要ですので申請時に通帳及び届出印をご持参下さい。

◎申請手続きや制度内容については

田辺市役所保健福祉部 子育て推進課 こども家庭係

（TEL　０７３９－２６－４９２７）　までお問い合せください。

開庁時間：8 時 30 分～17 時 15 分（※土日祝、年末年始は閉庁となります）